

中京大学法科大学院

法曹養成研究所 オープンセミナー

「司法研修所から法科大学院へその教育に期待するもの」

～ 司法研修所教官からのメッセージ

「法曹になるために勉強して来て欲しいこと」～

講師：司法研修所教官・弁護士

伊藤 尚 氏

会場：中京大学アネックス 法科大学院棟

日時：6月11日（土）午後2時～午後4時

池野：

それでは、ただ今から、オープンセミナー「司法研修所から法科大学院へ その教育に期待するもの」を始めたいと思います。

本来だと法曹養成研究所主催ですので、所長の富島照男、あるいは、法科大学院院長の橋詰洋三がご挨拶するところですが、今日は法科大学院協会の総会がありまして、そちらの方に向向いておりますので、代わって私、法曹養成研究所副所長の池野からご挨拶させていただきます。

法科大学院が始まって2年目ということで、この夏にはサンプル試験と言って一定の試験が行われると。いよいよ新司法試験、それから、その先の修習へつながっていく段階に少しずつ近付いています。

しかし、法科大学院がスタートするときには、司法研修所との連携をどの程度やるのかというのは必ずしも明確ではないままに見切り発車しました。従って、法科大学院は実際、どこまで実務的な教育をするのか、修習はどこから始めるのかと、そういうものを手探りで我々も始めてきました。

あるいは、実際、法科大学院の中にいる学生の方たちも、あるいは、現在、各弁護士で修習委員とかをなさっている先生方も、これからどうなるのだろうかという不安を持ちながらのところではないかと。

今日は、案内にありますように、現司法研修所教官をなさっている伊藤先生をお招きして、現在の司法研修所で行われている修習の現状、それから、法科大学院生は司法研修所にたどり着くまで勉強して欲しいということを少し赤裸裸にといいますか、思い切った言葉を含めて話していただきたいと思います。

では、若干経歴を、経歴という形で紹介するのは私は初めてなのです。実は、経歴外のことをよく知っている深い関係でありまして、彼は中央大学を卒業なのですが、彼が戸田修三先生のゼミに在りまして、私が大学院生のときちょっと勉強のお手伝いをしていただきまして、そのために彼はおそらく合格が1年遅れたのではないかと。

伊藤：

早まったのではないですか。

池野：

いや、早まったかどうかは、責任は私にあるのかなあと、早まったのだとしたら私の功績です。

そして、中央大学を卒業の年、昭和57年ですが合格なさせて、37期の修習生です。

現在、阿部・井窪・片山法律事務所と。実務的には倒産処理とか、そういう分野で非常に有名な事務所で、つい最近も伊藤先生は大日本土木の民事再生ですか、に名古屋まで来て仕事をなさっています。日本リースとか千代田生命とか協栄生命とか、著明な会社更生の代理人とかそういうお仕事をなさっています。

余計なことを言ってもいいですか。

伊藤：

はい。

池野：

この阿部・井窪・片山法律事務所というのは、パートナーになる弁護士は修習所の教官をやるのだと。実務もちろんやるし、育てることに関わっていくというのが伝統たる事務所だと聞いておりまして、修習生の就職先としては非常に長い列ができる、そういう意味で長い列ができる事務所です。テレビなんかに出ているわけではありませんが、そういうすばらしい講師をお招きできたと思います。

これから時間の中で、講演にしないセミナーというふうにしたのは、なるべく皆さんとの意見交換をしたいということでオープンセミナーというように位置付けてあります。

それでは、私が余計なことを話しても仕方ありませんので、早速ご講演をお願いしたいと思います。

伊藤：

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました弁護士の伊藤尚と申します。

ご縁がありまして、今日このセミナーの依頼を受けたものですから、それではお話をさせていただこうということでやってきました。

今、池野教授からお話がありましたように、私は中央大学法学部の出身なのですが、その中大の学生時代、学部時代に、お話があったようにゼミの指導の補助をする院生として若かりし頃の池野先生が、池野先輩がいたわけですね。非常に世話になりまして、公私共々世話になりまして、昼も夜もお世話になっていました。そうすると、学生時代の先輩の言うことにはなかなか逆らえないですね、別に運動部ではないのですが、やはり数年先でもこっちは学部であっちは院生ですから、それは優秀で偉かったですよ。

しかも、私は今のかみさんって、別に前のかみさんがいるわけではないのですが、今のかみさんとのなれそめを池野教授に知られているものですから、大学で見付けたものですから、セミナーをやれと頼まれると断れません。やはり、一生逆らえないというのは大変つらいですね。

でも、別に一方的に負けているわけではなくて、私も池野教授の奥さんとのなれそめはあれこれ

いろいろ知っているものですから、何か言うのだったらこっちも言うぞという互いに親しい関係にあって、長いお付き合いが続いてもう25年ですかね、になると。こんな間柄でございます。

たまたまご紹介がありましたとおり、今、司法研修所の民事弁護担当の教官をやっております。そんなこんなで司法改革の波の中で、ロースクールと司法研修所とがタイアップしながら法曹の養成に携わっていくという、こういうことになっているものですから、それではそんなご縁もあるので、少し今の研修所教育の現状をお話しして、そして、皆さんのこれからのロースクールでの勉強の役に立てばいいなと思って、お話をするとということになった次第です。

それでは、今日の講演の全体の流れを最初に少しお話しておきましょう。

全体像は、まず、司法研修所というのはいったいどんなことをやっているのか、どんな教育をしているのかということをお話しします。その上で、司法研修所の教育が目指しているものというのは何なのかということをお話ししようと思います。できるだけ具体的にお話しした方がよかろうと思いますので、司法研修所での前期修習の内容に少し深く立ち入ってお話をしようと思います。

私自身は民事弁護の教官です。現在の研修所では、民事弁護と民事裁判との民事系の二つの科目がとても深くタイアップして研修を行っております。そこで、民事弁護を民弁、民事裁判を民裁、こう略して言いますが、民弁、民裁、この二つの科目の特に前期修習について深くお話をし、皆さんが司法試験に合格して、その後、研修所に今来ていたら、前期ではこんな研修をしていますということをお話ししようと思います。

それから、最近の修習生の気質、特徴などをお話しした上で、これからの新司法試験、その後続く新修習についてお話をいたします。先にお話しする前期修習というものが今後はなくなっていくしますので、そこで行っていた修習のうちのある程度の部分が司法試験に取り込まれ、あるいは、ロースクールでの教育に取り込まれていくということになるだろうというように言われております。

従って、前期修習のお話をした上でそのあとに新修習のお話をすると、対比されてお分かりになりやすいかと考えます。

このようなお話を経て、最後に、ロースクールの皆さんに望むこと、あるいは贈る言葉などをもって締めくくりたいと考えています。

さて、そこで、現在の司法研修所の教育がどうなっているかということです。

ごく大雑把に言いますと、今はご承知のとおり1年半、18カ月の修習が行われているわけですね。これを前期修習と実務修習と後期修習に分けます。前期修習は、今いる59期生は3カ月で行ってまいります。具体的に言うと、4月に入所して、4、5、6と6月までやります。ちょうど今、この6月ももう真ん中近くなってまいりましたけれども、今の時期が前期修習のもう終盤に差し掛かっているわけです。

3カ月研修所で講義等々を受けて前期が終わりますと、次に修習生は実務修習に行きます。実務修習は今は1年間、12カ月です。7月から翌年の6月まで、これは各地の実務庁会にそれぞれみんな散らばって、それぞれの配属地での研修をするということになります。名古屋にもたくさんの修

習生が来ていますね。今、58期の人たちが来ています。

それが終わると、今度は後期修習。これはまとめの修習です。また研修所に戻って3カ月、7、8、9月とやりまして、そして「2回試験」というように通称されていますが、卒業試験を受けます。司法試験が1回目、最後の研修所の卒業試験が2回目の試験で、これに通るとようやく法律家になれると、こういうことで2回試験と言いますが、これもただの卒業試験ではなくて、れっきとした国家試験です。その2回試験というものを経ると、これで修習が終了し、そして晴れて実務家になると、こういうことになるわけです。

さて、この研修所の教育は、5科目に分かれております。民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護と、こういう5科目に分かれているわけです。そして、それぞれを研修所、あるいは実務修習において、現役の実務家たちが担当して研修をします。研修所では「教官」と呼んでおりますが、実務家が教官になって、各クラスに配置されて講義などをします。今、修習生は、59期ですと約1,500人います。75名ずつ分けていますので、1組から20組まで20クラスあるわけですね。75×20で1,500になるでしょう。それで、そのクラスそれぞれに5科目1人ずつ計5人、各クラス5人ずつの教官が配属になっているわけです。たまたま私は今、59期だと、1組というクラスを担当しています。その1組に、民裁、民弁、検察、刑裁、刑弁という5科目の教官が1人ずついます。私はその民弁担当ということですね。1組の講義は、その5人がずっと前期の間やっていくと、このような体制になっております。

従って、全クラスですと、実務家の教員が全部で、5人×20クラスで100人いるということになります。その人たちが教室にやってきて、毎日毎日講義をやったり演習と称するものをやったり、あるいは、起案をさせてそれを提出させて、添削をした上で起案の講評をする。そのようなことをやっています。

研修所での生活をご紹介しますと、授業は1日3コマあります。午前中100分。大学の講義は90分でしょうか。それよりちょっと長い100分。ただ、間でちょっと休憩を入れます。50分やって10分休んで50分やるという、こういう100分なのですね。それを午前中やります。それから、午後にその100分を2コマ持ってきています。

従って、1日に300分の何らかの授業等々があります。たとえば、今日は午前中のコマはある科目の講義を100分で終えましょうと。次の午後の2コマはつなげて、何か別の科目が演習で200分使いましょうとか、日によっては、300分で一つの科目を何かやりましょうとかといった具合です。このように、いろいろ工夫してカリキュラムが構成されています。

さて、そんな研修所教育が目指しているもの、どんなことを目指しているのだろうか。

これは、事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、説得的な表現能力、この四つを重視しています。最近の最高裁判所の修習の提言などにも、その四つが並べて確か載っていたかと思います。

これをもう少しかみ砕いて言うとどんなことになるのか。

これを弁護士の立場から一つ例にして言えば、まず当事者、依頼者がやってきて、いろいろなこ

とを説明しますね。その主張をくみ上げて、そして、依頼者が例えば歴史的な事実で、あぁなってこうなって、それで私はこうしたんです。そうしたらこうなったんです。それで今、困っているんです。このような話をしてくる中から、この事案はどのように法的に構成されるのだろうか、どこが法的に問題で、どういう法律を使ったら解決できるのだろうかという、こういうことを考えなければいけないわけですね。

そこで、当事者の主張をくみ上げてそれを法的に分析するという、そういう能力が必要になります。法的な分析能力です。

そして、そのための証拠を集めましょうと。だれかに話を聞いてみる、何かの書面を探してみる、そういう証拠を集めましょうと。事実調査能力が必要です。そして、その証拠を分析して検討しましょうと。その上で、またこれを法的に分析した上で、例えば訴訟を起こす、訴状を書かなければいけないということになると、訴訟に至るためにどのように事案を理解して構成して、そして、どういう訴訟物で訴えるか、どういう訴訟を提起するかですね。何を求めて、何を請求権として訴えるか、そういう訴訟物を検討しなければいけないと。そのためには前提として、事実を認定して頭に置かなければいけないですよ。法的分析と同時に、事実認定能力というのが裏と表の関係で必要になってくるわけです。その上で、法的な主張を自分で論述する、そういう能力が必要になります。ものを書くというのは、必ず読者がいるわけです。我々が訴状を書くというのは、裁判官に読ませる。裁判官が読者なのです。準備書面を書く。裁判官も読者だし、相手方の当事者や代理人も読者です。それに分らせる、それを説得する、納得させる必要があります。そこで説得的な表現能力が必要になりますね。

裁判官の方に話を移すと、裁判所は判決を書きます。これは、当事者に対する説得文書なのですね。あなたはなぜ勝つのか、あなたはなぜ負けるのか、それをちゃんと書いてやらなければいけない。そういう意味で、読者を想定して、きちんと表現をするという表現能力、説得的な表現能力が必要になるのですよと。

そうやって主張を展開して、今、判決まで織り込んでしまいましたけれども、主張を展開しながら、その合間に立証していくということになります。主張を展開して、それを立証する。その立証技術も研修所では学びます。

それから、訴訟活動を行っていくその間に法曹倫理というものが問題になりますね。その訴訟活動の最初から最後までを通じて、いろいろな場面で法曹としての倫理というものが問題になるわけです。そういうことも学んでいく。

これらが研修所の教育が目指しているもので、訴訟、あるいは、法律家の仕事の全般にわたっています。全般にわたっていますが、その中で特に重視しているのは、事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、説得的な表現能力、というものが大事で、これを研修所では学んでいただこうとしているわけです。

これは訴訟を実際に運営していくときに大切な力なものですから、そのベースになっている法律の基礎的な理解、実体法、手続法の基礎的な知識は、すでにもう司法試験の段階で培ってきたものとして扱っています。研修所に行くと、実体法はこうなっているということを教えるわけではない。

それはもう司法試験の段階でクリアしてきて、研修所の教育に付いてこれだけの基礎はできているという前提で、その後を研修所では教えていくと、こういうことになっているわけです。

さて、このような司法修習での教育が、さっきお話ししたように前期と実務と後期に分かれて、発展的にやられています。その前期について少し詳しくお話をいたしましょう。

まずは前期修習の概要ですが、前期というのはさっき言ったように、5教官室がそれぞれ授業とか演習とかいろいろなことをやります。それぞれ1コマ100分というように言いました。1日に3コマございます。前期を通じて、民裁が合計約20コマ、刑裁も約20コマ、検察、民弁、刑弁も大体20コマずつ、ほぼ同じぐらいの時間が割り振られています。

大体と申し上げたのは、年によって少しずつ違ったりいたします。あるいは、数え方によっても少し考え方があるかもしれません。レジュメでは、その下に、「民事共通約20コマ、刑事共通約10コマ、他に選択講座がある」と、こう書きました。選択講座の中には、民事弁護教官室が指導する選択講座があったりいろいろなものがあったりするものですから、どこまでを民事弁護の単独の1コマと数えるかによって若干微妙な数え方の違いがあるかもしれませんから、約というように表現しております。20コマを少し超えたコマ数をそれぞれが持っているというようにご理解いただければよろしいと思います。

さらに下の方に出ていますが、「民事共通約20コマ、刑事共通約10コマ」と書きました。民事共通というのは、民事弁護教官と民事裁判教官が教壇の上に2人並んで、2人で一つの題材をいろいろ議論しながら展開していくという、そういう共同作業によるコマです。刑事共通というのは、刑事3教官、裁判官と検察官と弁護士、この3人が壇上に並んで3人で展開するという、そういう講座があります。そして、さらに外部講師の先生方を招いたりして、選択講座などが展開されています。

このような全体像で前期が進んでいきます。

そこで少し、もっと中身に入って、具体的にどんなことをやっているのかをお話ししようと思います。民事系を中心にお話をいたします。私は民事弁護教官ですから、刑事系についてはそれほど、お話をするにはどうかと思いますので、民事を中心に題材としてご理解いただきましょう。

民事は、民事裁判と民事弁護が共同して全体のカリキュラムを作っております。ときにはそれぞれがばらばらにやり、ときには2人が一緒にやると、このようになっておりまして、両方のカリキュラムがとても有機的に関連して作られています。配布した資料では、左サイドに民裁、右サイドに民弁、真ん中には共同で実施する、あるいは、2人が順次やりながら一つのことをカリキュラムとして連動させているというのを真ん中辺りに書いてございます。

最初、前期が始まります。今年は4月4日でしたか、入所式があって、その翌日からもう講義が始まります。最初に民事裁判がガイダンスの講義をやり、民事弁護が「弁護士の職務」という、これも言ってみればガイダンスの講義をやりまして、その上でその次からは中身に入っていきます。民事裁判の講義2という講義では、要件事実のごく基礎を皆さんに学んでもらいます。ほぼ並行し

て、民事弁護の講義2、「民弁講義2」というところでは、「法律相談と受任」について講義をします。弁護士のところへ依頼者がやってきて、相談が始まる、そこから法的な動きが起こりますね。その最初の入口を勉強するわけです。

その上で、次には訴状に入っていきます。訴状については、最初に売買を題材にした事案で勉強するのがここ何年かの一般的な扱いです。もっとも、これも年によって変わってまいります。題材も変わりますし、また、今は前期3カ月でやっていますが、来年は2カ月になる予定ですから相当変わるといいますので、現段階での説明ということでご理解いただきましょう。

訴状については、まず、この資料にあるように、売買系統の最初に、民弁の起案1ということで、訴状の起案をしてもらっています。これは売買代金の請求なのですね。次に、民裁の講義で、売買の要件事実を勉強いたします。次にと申しましたが、これはどっちが先になるかはそのときどきによって変わろうかと思えます。それから、民裁の問題研究で簡単な事実適示を学びます。そして、民事共通、「民共」と言いますが、民共講義1で訴状の作成についてという講義があります。この民共講義1の訴状の作成についてという講義は、少し前にやった民弁の起案1で書いてもらった訴状がありますね。それを一度提出してもらって我々で読んで、それをまた修習生に返すわけです。返した上でそれを見ながら、裁判官と弁護士とで訴状というのはどのように書くべきなのか、どうあるべきなのか、裁判官から見ると訴状というのはどうとらえられているか、弁護士としては何に気を配っているか、といったことを起案講評をしながら民共講義1で議論をしていくという講座が展開されます。

ところで、その訴状の事例というのはいったいどんなことをやっているのかと。これも毎年変わります。年によって変わりますので、常にそうというわけではないですが、例えば今年はどういうことをやりました。

さっき民弁講義2というところで、法律相談の相談者が来るというところをやる、講義をするというお話をしましたね。それは、実はビデオを見せているわけです。教官が出演した自前の作製ビデオですけれども、依頼者がやってきて、「いやー、先生、大変なんです。実は土地を売ったんですけども、相手方が代金を払ってくれないんです。どうしたらいいのでしょうか。」といった相談場面を映したビデオを見せるわけです。午前中にこれを見てもらいます。その上で、では、このビデオの事案で午後はきみたちを研修所に缶詰にして、夕方までの間に訴状を書いて出してねと、こういうことをやるわけです。それがこの訴状起案1の事例で書いてもらうケースなのです。

この事案では、今言ったように、土地を売ったけれども相手方が代金を支払わない。ところが、持ってきた証拠を見てみると、売買契約なのに「売買契約書」という書面は作られてないのです。覚書というペラ紙1枚が作られている。そこにどうも土地を売る、買うということが書いてあって、代金も書いてあるのだけれども、代金の額が何だかちょっとふらふらした記載になっている。後々どこか家を修理しなければいけない可能性があるのも、それを踏まえて後日、さらに協議をするものとするとか、そのようなことが書いてある。

さあ、これは確定的に売ったのか売らないのか、どっちなのかと。売買金額は決まっているのか決まっていないのか、訴状にはどう書くのかと、そのような議論がわき起こるような微妙な事例が

設定されています。

さて、あなたは弁護士として、この依頼者から請け負ってどういうことをやりましょうか。何を聞き取ればいいのだろうか、何を説明すればいいのだろうか、何の手段をとったらいいのだろうか、こういうことを議論するのですが、しかし、課題としてはとにかく訴状を書いてもらうということで、与えまして訴状を書いてもらって、その講評、つまり民共講義1のときに、今、私が申し上げたようにもう少し広く話題を取って裁判教官と弁護教官が共同で講義をするということをしていきます。

この訴状起案は、何の前触れもなしに書いてもらいます。訴状について講義をしてから、さあ書いてごらんと言うのではなくて、いきなり書かせます。教材が配ってありますから読んでくればいいのだけれども、膨大な教材が配られてますので、修習生はなかなか現実問題としては全部は読めてない人がたくさんいます。それでも、とにかく書いてもらう。

書式は渡されているのですけれども、訴状を書くときに、何に気を配って書いたらいいのか、何を書くべきなのか、何を書いてはいけないのか、そういった基礎的な講義はなしに、とにかくドーンと与えて書かせてみる。これが研修所の伝統的な教育方法だと言ってよいと思います。私が20年以上前に修習生だったときにも、まさにそういう形で同じようにやられていました。

そうやって、訴状を書いてもらって講義をする。その講義をしたところまでが概ね入所してから2週間です。4月4日に入所して、だから、4月20日少し前ぐらいにそこまで進むわけです。この間、別に民事ばかりやっているわけではないですから、民弁、民裁が今言ったようにやっている合間を縫いながら、刑事3教科でも毎日毎日講義や講評、起案が続いていきます。なかなか忙しい生活を送ります。

こうして、民事系ではここまでで何を学んだか。

民事訴訟というのは、当事者がいるのだと。両方の当事者が争っているのだと。それを裁判所が間で見っていくものなのだ。そして、その当事者は、主張しなければいけないし、立証しなければいけないわけですがけれども、それは主張・立証責任のルールというものがあって、そのルールの上に立って互いに主張、立証を展開していく必要があるのだという、このことを修習生は改めて学ぶわけですね。司法試験のときにもそれは一応聞いたかもしれないけれども、生の事件を進めていく人の立場に立って実際の事例でやってみると、改めて今申し上げたことが認識されると、こういうことになっております。

そして、その主張、立証というのは、要件事実を中心として展開するものであるということも学び始めます。もちろん間接事実についても主張、立証はするのですけれども、中核になるのは要件事実である。そして、その要件事実の主張、立証をする責任というものは、両方の当事者に分配されていると。その分配というものをよく理解して、訴訟の全体構造、訴訟の骨になっている部分をちゃんと理解しないと、枝葉を見て訴訟全体の森が見えないようなことになって、めちゃくちゃな主張、立証を展開することになりかねない。そうすると、勝てる訴訟も負けてしまう。裁判官もちゃんと判決まで審理を進めることができない。

従って、そういう要件事実を中心にした訴訟構造を理解して、そして、攻撃防御をし、あるいは、争点整理をするということが大切なのだと。また、判決に持っていくためにそれが不可欠なのだということをこの2週間でまずは意識してもらおうということになっているわけです。

それで、弁護士としては、依頼者の代理人として、それを踏まえて訴状にどこまで書くのかということを考えなければいけない。これも学んでいるわけです。

まだ皆さんには早いと思いますけれども、修習生になって訴状を書くときに、訴訟は闘いで、相手方がありますから、あまり書きすぎてしまうのも問題です。しかし、ある程度書かないと説得力が出ません。しかも、最低限要件事実を満たしてないと、1回目の裁判で負けてしまう可能性がある、自分が欠席したりすると、自分が原告なのに要件不足で欠席して負けてしまうなんていうこともあり得なくはないので、要件事実は絶対に訴状では落としてはいけないですね。その辺の兼ね合いというのを修習生は学んでいくということになるわけです。

そのように2週間を過ごして、その次です。

その次にいきますと、お手元の資料には「前期修習の内容その2」というように書きました。今度は裁判の全体像を見てもらいます。第1審手続の全体を解説することになります。ここでまたビデオ教材を使いまして、実際の裁判の状況を判決に至るところまでを訴訟のはじめからずっとビデオで見てもらって、訴訟の全体像を理解してもらいます。これが民共講義2と3ということで、複数のコマを使ってビデオを視聴して講義をいたします。

それを踏まえて、今度は明け渡し訴訟系統というところに進んできます。明け渡し訴訟では、不動産の明け渡しについて、まず民裁が講義4で明け渡し訴訟の要件事実を講義します。そして、民裁の方の起案で、準備書面からの事実適示を学びます。それから、民弁の講義3で、答弁書の講義と、それから明け渡しの課題では賃貸借が絡むものですから、賃貸借についての講義をしています。

さっきの訴状とは違って、今度は答弁書について事前に講義をするわけですね。さっきの訴状ではいきなり書かせてびっくりさせましたが、今度は少し講義をしてあげようと。それを踏まえてやっごらんということで、答弁書を書いています。こうして起案2で答弁書を起案する。これが民弁の起案2ということになります。これが、最初の2週間の後、ゴールデンウィークを含めて4週間、ここまでで約6週間経っているわけですね。このようにして答弁者の起案まで進みます。

さて、答弁書の事案、どんな事案をやっているのだろうか。少し具体的にお話しした方がたぶん研修所では何をやるのかということが分かりやすいでしょうから事案をお話ししますが、答弁書の事案は、これも年によって変わりますが、今年使ったのはこんな事案です。

建物を賃借して美容院を営んでいる依頼人が、あなたのところにやってきます。大変だ。美容院のお店を改造したんですけれども、先代の家主さんにお断りしてちゃんとOKをもらって店を改築したんですが、その後先代の家主さんが亡くなってしまいました。息子さんが引き継いで新しい家主になったところ、なぜ勝手に人の建物をいじるんだと、困るではないかと、こういうクレームが付いて、契約を解除されてしまいました。そして、それを前提にして新しい家主である息子から、出て行けという明渡請求訴訟が起こされて、訴状が来てしまったんです。先生、私はどうしたらいい

のでしょうかと、こういう題材を与えるわけですね。実際に当事者の言い分とか契約書とか、相手から来た内容証明とか相手から来た訴状とか、付いている証拠とか裁判所の期日呼出状とか、そういう資料を渡して、さあ考えてごらんと、このようにやるわけです。

それで、いろいろ話を弁護士さんが聞いてみると、先代の家主さんにちゃんと断っているのですけれども、契約書を見ると、建物をいじるときには書面でOKを取ってくださいと。書面による承諾書がなければだめですよというように契約に書いてある。でも、その書面は取っていないんです。だって、あまりにもはっきりOKと言ってくれたんですものとか、諸々のいろいろな事情が中に含まれています。さあどうする。この事件は勝てるのか難しいのか。でも、いずれにしても訴訟は提起されてしまって、訴状が来てしまいました。応訴しないわけにはいきません。そこで、被告の代理人として依頼されたあなたはどんな答弁書を書きますかと、こういう題材をやるわけです。

被告側の抗弁は何なのだろうか。その抗弁を主張、立証するためにはどういうことを検討していったらいいのだろうか。あるいは、もっと前の段階として、原告の訴状に書いてあることをどう認否するか。認めるのか認めないのか、どうそれを答弁するか。その辺を主張、立証の可能性を踏まえて議論すると、こういうことを起案の2ではやります。

これも初めて答弁書を書かされますが、研修所で200分缶詰になって書きます。その場で、ひとりぼっちでだれとも合議せず、与えられた書式と民事弁護のテキスト、六法だけをみながら、必死になって書くと、こういことになります。極めて実務的な勉強になっていくかと思います。

このようにして答弁書を学びました。主張、立証も訴状から答弁書へ進んできました。さあ、ここでまた次へいきます。

ここまで売買、明渡しと来ましたが、次に来るのは登記です。登記請求系統を学びます。これも民共特別講義といって、民事共通で最初に一つ登記制度の講義をいたします。登記制度というものをあまり詳しく受験時代は知らないでしょうから講義いたします。この講師は外部の方ですね。今年法務省民事局の課長さんでした。この方は裁判官ですけれども、民事局の課長をやっている裁判官が来てくれて、修習生に講義をしてくれます。そして、それを踏まえて民裁が講義で、言い分方式による要件事実の検討、登記関係の要件事実を解説いたします。

その上で民弁起案3です。ここでまた訴状なのですけれども、これは最初に書いた起案1の訴状よりずっと難しい。相当難しい登記請求の訴状を起案してもらいます。これもまた研修所に缶詰にして、その場で書いてもらって出してもらおうという起案をやります。

こうして訴状の起案の解説を済ませて、その後は民共総合演習というものに進んでいくわけです。民共総合演習1と2というのがあります。1では主張整理、事実認定起案という、ある題材で民事裁判の教官が中心になって、主張整理の起案をしてもらって、さらに事実認定について議論をする。そして、それを踏まえて民共総合演習2というのでは、これは弁護教官が中心になって、民弁教官の方で同じ題材でその続編のような講義をするということをやります。その後、家事関係に進みますが、ここまでで、また約3週間経っていると、こういうことになります。

さて、それでは、これらの訴状起案と民共総合演習というのはどんな題材でやっているのかとい

うのも、これも参考になると思いますので少し具体的にお話ししましょう。

訴状起案の事例は、これは登記請求ですね、登記請求はこういう題材です。これも年によって変わります。今年は、依頼者の息子が、勝手に依頼者の土地を売ってしまった。お父さんの土地を息子が勝手に売ってしまったわけです。依頼者の実印と印鑑証明と権利証を勝手に持ち出して売ってしまったらしい。気が付いてみると、土地の登記は他人に移されている、土地の上に知らない業者の建物が建っている、プレハブが建築されている。何だ、それはと。元々更地だったはずなのに、知らないうちに息子が売って、気が付いてみたらよそ様の建物まで建ってしまっていると。しかも、土地の所有権の登記も移されてしまっています。そして知らない業者のための抵当権の登記も付けられてしまっている。さあ、相談を受けたあなたは どうしますかと。こういう題材を朝、研修所に来るとポンと配布されます。そして、これで訴状を書いてごらんと言われて、この訴状を午後何時までに書いて出さないと。見ていいものは研修所で配った手引きと六法のみ、このように指示をされて、その場で訴状を書くということになります。

何を書くか。訴状の基礎は教えてある。でも、こういう事案についてどこまで書いたらいいかというのはまだ教えていません。ただ、要件事実は学んだと。そうすると、要件事実を落としてはいけないから、訴状に書くべき要件事実は一応聞いたはずなのだけれども、でも、書いてみると聞くと書くとは大違いで、なかなか書けないです。要件事実は何だというのを理解するだけではなくて、それを文書に落とし込んで漏らさずに書く。しかも、それを分かりやすく書く。裁判官によい第1印象を与えるというようにするところまではどうやったらいいか。これはなかなか高度な技術なのですが、それを実際にやらせてみるということになります。

それから、民共総合演習ですが、これはまた違う事案を使います。今年は動産の取引を巡る紛争事例で即時取得が問題になるような事例を使いました。これは非常に分厚い記録を与えまして、いろいろな当事者の言い分をいっぱい与えています。証人の調書みたいなものに相当するようなものも与えています。そこには、双方当事者にとって有利なこともあれば不利なこともあります。なかなか微妙な事案です。そして、訴訟の途中で、これはどうも、片方の当事者には過失があるのではないかという心証が裁判官から示されてしまいました。けれど、まだ裁判は続いています。ここでむざむざと負けるわけにもいきません。もっと事案をいろいろ考えて、もっと関係者から話を聞いて、もっといろいろな書類を探してみると、裁判官が途中で示した心証をひっくり返すことはできないかと。それをグループで議論しようと、こんなことを民共総合演習でやっています。

民共総合演習は1と2がありますが、1は前半で、裁判官の心証が示されるところまでを裁判教官の方で議論して事案を分析致します。それを踏まえて2になると、今度は弁護教官の出番です。1で示された裁判官の心証を、なんとか立て直せないか。どこをどのように主張を補充し、どのように追加の証拠を集め、どこをどう立証補充していったら立て直せるのかと。こういう議論を展開するわけです。この2の講座は、グループで、修習生が何人かずつ1グループを形成して、グループごとに合議をします。この証拠が足りないのではないか、この証拠を探してみようよとか、あるいは、この人からこういう点の供述を聞き出したらどうだろう、いい話があるのではないかとか。この辺の図を見たら現場の状況が分かって、もうちょっといい立証ができないかなあとか、いろいろ

るなことを修習生が議論するわけです。議論をした上で、これが欲しい、あれが欲しい、この証拠、この供述を探したいというのを教官に提出します。そうすると、昼休みに教官がそれを見て、よし、第1班はこの供述とこの供述が欲しいのだなど。これはないけどこれはあるから配布してあげようとか。教官が持っている秘密の手持ち追加資料があって、修習生の要請がこれに当たっているとそれをそのグループにだけ配布してあげるわけです。うまくヒットするとゲットできるわけですね。1班はこれとこれとこれをゲットした。2班はこれとこれとこれと.....これをゲットした。3班はこれとこれしかなかったと。この辺で想像力とかいろいろなものが影響して、それぞれ明暗が分かれてくるわけです。

そして、このように各班ごとに獲得できた証拠を加えて、それぞれの班ごとに準備書面を書いて出してもらいます。証拠収集活動の成否に応じて、起案はなかなか悲喜こもごもなのですが、非常におもしろい講座です。こんな講座が展開されています。

こうして、訴訟は時間を追って進行するものなのだ、訴訟というのは、いろいろ想像力をたくましくして、事実調査能力を駆使しなければいけないものなのだと、それを踏まえてさらに主張を展開していけば、局面が変わっていくのだという、こういうことを学ばせるというのが民共総合演習です。

さて、この辺になると、前期も終盤ですが、課題は執行と保全に入っていきます。保全や執行というのは、司法試験ではあまり強くないでしょうね。

保全の方では民共特別講義で、これは東京地方裁判所の保全担当の専門部の裁判官が来て、保全についての講義をしてくれます。それを踏まえて、民弁で演習をやります。民事保全の事例研究、実際に事例を与えて研究をします。さらに執行については、これは民事弁護で講義をし、さらに東京地方裁判所の執行担当の専門部の裁判官が来て、執行関係の講義をしてくれます。この辺は実務家とタイアップをしています。その後、保全・執行が終わると、交通事故の演習をやっています。

では、保全の事案はどんなものなのだろうかと。これも年によって違いますが、今年やったのはこういう事案です。あなたの依頼者が相手先に対して、商品を掛け売りしました。代金は後払いにして売るといふ、こういうパターンです。ところが、相手方からちょっと資金繰りが苦しいので、延べ払いをしてくれないかと。少し先に払いたいと、こういう要請があったので、今までたまった何カ月分かの売買代金をまとめて、では、ここで貸し付けた形にしましょうと。そして、その上で、分割払いしましょうという、こういう約束をしました。

ところが、どうもこの分割払いをさっぱりしないうちに、相手方が倒産してしまいました。さあ大変だと。何とかしなければいけないけれども、倒産した相手方からはなかなか取りにくいぞと。このあと詳しい事情は省略しますが、弁護士のあなたは どうしますかという、こういう題材です。

これは午前中に講義をやって、午後に事例を配布します。昼ご飯を食べて教室に帰ってくると、教官がやってきて、さあ配るぞと言って事例を渡すわけです。今から40分時間をあげるから、その間に研究してくれと。40分経ったところでみんなでディスカッションを始めるぞというふうになり

ます。

それで、40分間に、その事例と一緒に問題文が配られているわけですね。何をやるべきか、何を書くか、どこに出すのか、何が必要かと、いろいろな問題が出ているわけです。そして、これを40分でうーんと一人で考えて、40分経つと、さあそこから議論が始まります。教官がみんなに当てて、まず何をしますか、どこに申し立てますか、申立書には何を書きますか。その事案に適切な保全命令を申し立てるのですが、それでは何を申し立てますか。その立証資料としては、いっぱい与えた題材の資料の中からどれとどれを使いますか、なぜそれを提出するのですか、立証趣旨は何ですか。どういう添付資料がいきますかと言ったことを議論します。実務的ですよ。実際に自分で事件をやらなければいけないという立場に立って、必要な、揃えるものは何かというところまで含めて議論をします。

そして、その手続をするについて、依頼者には何を説明しますかと。お金の手配とか、いろいろなことも含めて依頼者に話をしなければいけません。そんなことも議論をして、そして、今後の手続はどう展開していくか、その辺をいろいろ議論していくと、このような講座が行われます。これが保全ですね。

次に、執行ですね。執行については、最初に講義をします。皆さん、どこまでやっていらっしゃるかまだ分かりませんが、債務名義とか執行文とか執行開始ができる要件とか、そういうものが民事執行法に決められています。その基礎の講義をしています。

執行は、権利を持っていても相手の人が払わなければ、強制執行によって取り立てて権利を実現する、そういうものですね。でも、強制執行をするためには、いきなり強制執行は普通はできません。やはり裁判で判決とかをもらって、そして、私の権利はちゃんとあるのですということをきちんと確定しなければ執行に行けないわけです。でも、裁判をするには時間が掛かります。やっている間に、相手のとらの子の財産、例えばマンションを売られて逃げられてしまったら、何もなくなってしまいかもしれません。だから、慌てて保全をしておかなければいけないわけですね。そういう執行、そこへ向けての本案訴訟、本案に向けての保全、このような民事手続全体の流れを修習生に学んでもらうということをやっています。

ここまで来ると前期修習も、もうかなり後半です。

執行・保全のあとは、今度は争点整理という講座になります。

訴訟の中で争点を整理して、立証項目を絞っていくと。そして、効率的な、しかも、充実した進展を目指す。そういう争点整理というのが最近非常に、前以上に注目を浴びているだろうと思います。これを研修所の前期でもやっています。これは講義で解説をした上で、その上で民共の演習という講座で、ロールプレイングをやります。修習生が1冊記録を与えられて、弁護士役、裁判官役に分かれるわけですね。弁護士も原告代理人役と被告代理人役に分かれて、そして裁判官役が真ん中にいて、その三者で、それぞれグループで担当しますから、一人ずつではなくて何人かずつのグループ同士の争点整理になりますが、ロールプレイングとして実際の裁判でやっているような形で争点整理をやってみるということを経験します。

その上で、準備書面に進みます。これは前期の最終盤です。民弁起案4、準備書面起案というのがありますが、その起案ですね。

この準備書面というのは、ここでは訴訟の最後に出す準備書面を書いてもらっています。これで1審手続全体像のラストまで大体行ったということになりますね。訴状を書き、答弁書を書き、途中いろいろな主張、立証を踏まえて最終的に最後まで来たときに、この訴訟の全体をまとめた準備書面を書いてみてごらんと、こういうことをやります。これは記録を朝、配るわけです。朝やってきて、白い表紙の1冊の記録ですが、100ページぐらいのものを渡されるわけです。見たことも聞いたこともない事件です。とにかく今日は、夕方4時50分まででしたか、夕方何時までにこれを、準備書面を書いて出さないと、こういうのを与えられます。

だれとも合議してはいけません。頼れるのは六法と渡された教科書類ぐらい。そして、自分の頭一本で、訴訟の記録を頭から後ろまで全部読んで準備書面を書く。何をどう書こうかと、こういう作業をするということになります。

だから、冒頭からご説明したように、法律の基礎が分かってなければいけないのはもちろんですが、訴訟構造を理解するという意味で、この訴訟物は何なのだろう、請求原因は何が主張されているのだろうか。その請求原因の中で要件事実は何なのだろうか、その主張と立証は足りているのか。抗弁は何なのだろうか、何と何の抗弁が出ているのか、あるいは、何と何の抗弁が出そうなのに出し忘れていて、追加した方がいいのか。そのために必要な要件事実は何なのだろうか、間接事実は何が議論されているだろうか。立証はどこが強くどこが弱いか、判例はどうだったか、というようなことを考えて、さあそれを踏まえて訴訟の最後に裁判官を説得するための総ざらえの準備書面を書くとしたら、どういう段落構成で何をどのように書こうかと。これを起案構成して夕方までに書き上げると、こんなことをやるわけです。

なかなか大変な作業です。でも、ここまで3カ月の前期修習をやってくると、七転八倒しながらも、何とか形が作れるようなところまでくるわけです。

もちろん実務家の我々から見れば、悪いけどその準備書面はまだまだ使い物にはならない。でも、とにかく、そうやって泳げない人が、何とか50メートルプールのこっちからあっちまでバタ足で泳げるようになるぐらいのところまではいくという、例えて言えばそんな感じになっているのかもかもしれません。

そして、この起案4を書いた直後に、たまたま来週やるのですけれども、その題材を使って民共演習1というのが実施されます。これは事実認定討論と言うのですが、この題材で原告サイドで有利な事実は何か、被告サイドで有利な事実は何か、それを原告側担当の班と被告側担当の班に分けて、教室で議論をさせるわけです。教官によってやり方が違いますが、クラスによっては裁判官担当も選びまして、裁判官がその議論を聞いて、こっちの勝ちというように軍配を上げてみたりするわけです。すると、それを踏まえて、いや、違うのではないかとまた議論を続けるという、これはいわば1審の判決が出た後、控訴審で議論をしているような感じですが、そうやってこの題材での事実の認定にどの事実が効いて、どの事実が効かないのか、その辺りを議論するという、こんな講座をやっています。一種の模擬弁論と理解してよろしいと思います。

ここでは口でしゃべることが必要なのですね。紙に書くばかりではなくて、口でしゃべって議論をすると。それによって裁判官を説得していくという、こういうことをここで学んでいるということになるかと思います。

その上で、今度は別の題材になりますが、民裁起案3という、事実認定起案というものをやって、これでほぼ前期が終了です。最後の民裁講義6、それから民弁講義5というのは、これはもう最終のまとめの講義になります。ここまでで3カ月間の最後になるわけですね。そして、前期修習が終わって、皆さん実務修習に旅立たれると、こういうことになります。

なお、民弁、民裁、その共通の他に、各種の選択講座が実施されています。人権救済活動とか司法支援とか、いろいろな場面で弁護士は活動しているのです。そういう場面での活動を外部講師を招いて話してもらったり、和解とかいろいろな場面での裁判官の活動を裁判所の方で手配した外部講師に話してもらったりするような講座もされています。

それから、行政法とか労働法とか破産法とか国際法務、そういった選択制の講義も研修所ではされています。この辺はかつて、法律選択科目というのが司法試験にあったのですが、それがなくなりました。新試験でまた新しい選択科目が入る見込みだと聞いていますが、ここしばらくはこの選択科目がなくなっていたので、それをフォローするというのも兼ねて、研修所で行政法、労働法等々の選択講座が設けられています。

そういうことで、研修所の前期修習をだいぶ詳しくお話ししました。長く時間を使ってしまいましたが、その方が分かりやすいと思ってお話をしたのですが、民事について言えば民裁、民弁、民共、これを合わせると、59期は67コマあるだろうと思います。1コマ100分ですから6700分、60で割りますと、約111時間掛けて今お話ししたようなことをやっているということになります。民事系の選択科目もありますので、これは今の計算には入れてないです。67コマというのもちょっと私はあまり自信がなくて、きちんとした資料から見てきたのではなくて、時間割表をタペー生懸命指で1、2、3、4、5と数えていったら67かなと思ったので、もしかしたら間違っているかもしれません。おおよそとお考えください。民事だけでこれだけの時間を掛けています。刑事も3教科同じようにして3カ月間でやります。修習生は、今日の午前中は民弁、今日の午後一番は検察で、そのあとには裁判科目などというように、毎日それが入れ替わりますから非常に忙しいです。ただ、本当に充実した修習になっているだろうと思います。このカリキュラムはよくできていると思いますね。力が付くという、そういう前期修習が展開されております。

ここでこの前期修習の位置付けをもう一回おさらいしますと、結局は、冒頭に言った法的分析能力とか事実認定能力とか説得的な表現能力などを培ってもらうのだと。それを今は1年半の前期と実務と後期を混ぜて培ってもらおうというようにしているわけですが、その中で前期はいわば実務修習を自動車の路上教習に例えるならば、その前の段階で座学で少し体験してもらおうと。あるいは、路上に出る前の自動車運転教習所の中のコースで模擬的にやって学んでみてもらおうという、そう

いう位置付けにあるのだらうと思います。

それで、今、私が言ったようなカリキュラムを通して、法的分析能力や事実認定能力、あるいは、表現能力の最初の取っ掛かりをとにかく学んでもらうと。そして、実務修習に行ってもな実務修習ができるように、実務修習は生の事件を本当に扱いますから、それができるような基礎教育を前期でやってきたのが、今までの司法研修所の前期です。

くどいようですが、法的な知識や法律の基礎的な理解はすでにあるものとして、その後、法律を使って事案を解決することを学ぶ、その入り口を前期でやっていたということになります。

このように、実務修習への掛け橋としての位置付けを持っていたのが前期修習です。前期修習を終えると実務修習に行きますが、そこではご承知のように、弁護修習は弁護士事務所に実際に行って、実際の事件で修習をいたします。裁判修習は裁判所に行って活動いたしますし、検察修習は検察庁で実際に生の事件で取調べをしたり、公判に立ち会ったりしながら修習をしていくということになるわけです。

さて、少し話題を変えまして、最近の修習生の気質はどうですかという質問を受けたものですか、その辺について少しお話をしておきましょう。

少し今の修習生に対しては批判めいた言い方になりますので、教え子達に聞かれると、教官、ひどいではありませんかと言われるかもしれません。あくまで一般論というようにお断りをして、割と多いタイプはこのような人たちがいるのですよということを、少しお話ししようかと思います。

まず一つは、法律の基礎が、意外に分かってない。私は、法律の基礎は分かったものとして来てくれというのをさっき力説をしていたわけですが、やはり、今まで試験勉強でやっていたのと実際に法律を使ってみるのとはどうも違って、使ってみると分かっていないことに気が付きます。これはきっとそうなのだらうと思います。さっき自動車教習に例えましたけれども、ペーパーの上でこう運転するのだと思っても、実際にハンドルを握って車を動かすと思わぬいろいろな障害に出くわして、案外それをクリアできない自分が分かるものですよね。やってみると分かってないのが分かるという、よくある話なのだらうと思います。だから、ある程度それはやむを得ないことなのかもしれないけれども、やはり司法試験を通過してきた以上は分かっている欲しいと思うことが、案外分かっていないということがゴロゴロあります。

次に、最近の修習生の気質として、やはりある程度特徴的だと思うのは、法律の条文が思い付かないという人が結構あると。生の事件を与えると、具体的な混沌とした事実があるわけです。そこに法律を我々は適用して解決をして、依頼者の権利を守ったり実現したりするわけです。その生の事実がごちゃごちゃと出てきたときに、そこに何法の何条を使えばいいのかという、これを見極めてそこに当てはめていかなければいけないのだけれども、今の人はそれがなかなか不得意なのです。法律全体が体に染み渡って、法律のシステム全体を体として理解してないと、なかなかそういうことになり得るのかなというように思います。

司法試験の受験勉強のときに、答案のパターンを一生懸命覚えていると。あるいは、与えられた法律理解の表が何かを一生懸命覚えているだけという勉強をしていると、法律自体のシステム、法律の基礎が体の中に染み付かないまま、表面的な論文の書き方だけで受かってしまうということになりかねません。そうすると、生きた事案に適用するものとして法律の条文が発想できないのです。生の事案を見ても、自分の頭で条文を適用していくことができません。みんながそうだとはいませんが、でも、そういう方が散見されるということを申し上げておきます。

それから、とにかく司法試験のときに覚えた論点に持っていきたいという感覚を持っている人が結構あります。記録1冊を渡されて、それで証人尋問だとかグチャグチャしたものとか、あるいは書証や何かを目の前に置いて、その事例を自分の頭で単純化してこの条文を使えば勝てるのだ、この条文を使えば依頼者の権利が確保できるのだと持っていく能力というのがどうしても足りないですね。これはやはり、法律の条文の体系が頭の中に入り込んでいないからダメなのでしょうけれども、どうしても受験に追われて、与えられた受験の題材だけを暗記しているような傾向が強ければ強いほどそれはきっと不得意になるであろうと思います。そうでないという意見もあるかとは思いますが、どうもそうではないかなというのが私の意見です。それで、つい自分の好きな方向、受験のときに習い覚えたパターンにはめ込もう、はめ込もうとしてしまって、無理に習い覚えた論点に議論を持って行ってそこで主張を書こうとする。虚心に事実を分析して、そこから法律の条文を思い出して適用しようとするのがなかなか不得意なのです。何かというときに、外観法理だ、94条2項の類推だ、93条ただし書きで類推適用だ何だと、事件を離れて不適切な司法試験の論点の主張に飛んでいってしまう起案が結構多いです。

さらにもう一つ、今の修習生に限らず、若い人はみんなそうだろうと思いますが、日本語が上手ではないです。論文を書くということが下手です。文章を書いてもらうと、ものすごく散文的な文章、あるいは、司法試験の論文的と言うと語弊があるのかもしれませんが、ごく短くパパパッとまとめるという形のもの得意なのかもしれませんが、長い文章で説得的に書くということが苦手のように感じられます。こちらが読んでいて、何を言っているのかよく分からない。あるいは、説得されない。どういうことを言いたいのだろうというのが分からないという、そういう文章がよく見られますね。こういった特徴もあるかと思いますが。

それから、さらに、論証するという事に慣れていないと思います。司法試験の受験の世界で、論証集というのがあるように聞いていますが、それはもう決まったパターンがあって、それを参考書として覚えるということをしておられるのかもしれませんが、もっとも、そっちの世界は私もあまり知りませんが、もっと自分の頭で段落構成をして、自分の頭で論理構成をして、そして、長い文章で論述をして相手を説得する。そういう文章を作るのが上手ではないというのも一般的な傾向だろうと思います。

さらに、法的な論法が使えない人も多いように思いますね。私たちが準備書面や何かを書くときには、必ずまず規範を提示するわけです。こういう問題点については、こうこうこういうふうに解されるべきであるとか、あるいは、法律の条文はこうなっているのであるとか、あるいは判例法理によれば、こういう解釈をとるべきであると。べきであるが最初にあって、では、本件はどうかというと、本件の事実はこちらだ、こちらだ、こちらだ。では、この事実にあつきの規範を当てはめると、この事件はこうなるべきではないかと、こうあるのが正しいというような書き方をします。その規範と事実との当てはめ。これを文章化して論じるのが不得意だと。そういう訓練を積んでないのだからなあという気がいたします。

そして今の方々は、これも一般論ですけども、与えられたものを覚えるのは得意なのです。覚えてきたものをはき出すのは得意なのです。与えられたものに反論するということが何とかできるわけです。でも、逆に、自分で考えて、自分で構築をするということがあまり上手ではないと。これが非常に大きな傾向として言えるだろうと思います。

もしかしたら、大なり小なりこれは昔からあったのかもしれませんが。偉そうなことを言っている私だって、20年前修習生だったときには、もしかしたら当時の教官にそう言われていたのかもしれませんがけれども、長い実務家生活でそれがだんだん、だんだん練れてくるのだろうと思います。しかし、いずれにしても、実務家になるということは、今お話ししたようなことを克服していく必要があるということになりますね。

さて、ここでまた話題を変えて、これからの新しい修習、新修習はどうなるのだろうかと、こういうことに話題を展開させたいと思います。

ご承知のように、新司法試験が始まった後の新修習期間は1年間になります。そして、実務修習から開始されます。各科目の実務修習が合計して8カ月あるわけですね。さっき延々とお話しした前期修習はすべてなくなってしまいます。これが抜けて、皆さんはいきなり実務修習から始まるわけです。そして、実務修習は、弁護と民事裁判と刑事裁判と検察と、こういうものから成り立つ。それが各2カ月ずつになる予定だと聞いていますが、その8カ月間になるということなのです。

最高裁の司法修習委員会の議論の取りまとめというものが発表されて、これが最高裁のホームページでもアップされていますけれども、そこにこういうことが書いてあります。「実務を意識した法理論教育と法律実務教育への導入部分を法科大学院が担当する。現在の前期集合修習に相当する教育は法科大学院に委ねることとし、新しい司法修習は実務修習から開始する」と、このように最高裁の議論の取りまとめに書いてあります。

従って、さっきお話ししたような前期修習がなくなる代わりに、法科大学院で前期修習に近いことを織り込んで教育をするということになって、今、ロースクールでもそういう教育がなされているという、こういう流れにあるわけですね。

しかし、制度の当初、いきなりというのはなかなか大変なので、当初しばらくは導入修習という

ものを置こうというように言われています。これも最高裁の議論の取りまとめに書いてあります。「当初の措置として、冒頭に1カ月の導入修習を置く。法科大学院の実務導入教育が始まって間もないことを考慮して、当面これを補完するための課程として設置される」とされています。1カ月間の導入修習を置くということですが、5教科ありますね。そうすると、1カ月、土、日を除いて実働20日間としますと、5で割れば各科目はそれぞれ4日間しかないわけです。4日間ということは、1日3コマ、4日を掛けますと12コマしかない。民事弁護を12コマ、4日間分しか導入教育ができないということになりますね。

では、具体的な導入修習をどうやったらいいだろうかと。これは全くまだ未定です。未定ですけども、例えば民弁でやるとして、こんなふうなのはあるかなあと。例えば、まず最初に、法律相談から始めましょうか。法律相談と受任に関する導入の講義をしましょうと。たとえば半日ですね。次に、何かのやはり起案をしてもらった方がいいなあと。だけど、2本も3本もはできません。1本やろう。何らかの事案で、何らかの書面を書いてもらいましょうと。ここで例えば2日分とみましょう。2日分というのは、まる1日缶詰めになってもらって、記録を読んで、この1日で起案をする。その次に、まる1日掛けて起案講評をやると。これでもう合計すると2日かかってしまうわけです。

次に、今度は、保全、執行、立証という分野がありますね。この辺についての講義か演習か何かをやるかもしれません。でも、これも合わせて1日分ぐらいしか取れないだろうと。保全と執行と立証を全部やるのか、その中の一部だけをピックアップしてやって、あとは実務修習にお任せするのか、その辺はまだ全く未定です。しかし、取れたとしても、例えばこの形であれば1日分しか取れないだろうと。

そして、最後に、法曹倫理という大事なものがあります。実務修習に行くに当たって、法律家として守るべき倫理というのは、やはりこれは理解しておいてもらわなければいけない。それを半日分取ると。こうやると、半日と2日と1日と半日を合わせると4日になってしまうわけです。だから、導入修習をやるといっても、結局各科目、このような感じの極一部の概略しか導入修習はできないだろうと。そして、それが終わると修習生の皆さんは、実務修習にいよいよ行ってしまうということになるわけですね。

では、実務修習に行ったらどういう生活をするのだろうか。

これは、今の実務修習も今後の実務修習も期間は変わりますけれども、実態としてはあまり変わらないだろうと思います。私も研修所の教官になる前には、修習生を何人が実務修習で面倒を見たことがあります。実務修習に行くと、例えば弁護修習の期間は、どこかの事務所を指定されるわけです。そして、その事務所に毎日出勤するわけです。

ある日、指定された事務所へあなたが行きます。おはようございますと。おお、来たか。そこに机があるからとか何だかんだ説明をされて、今日は実は午後には法律相談が1件来るから立ち会ってもらえるかなと、例えばこんなことになるわけです。さあ立ち会いました。顧問会社の社長が困っていたと。ああ、それはお困りですね、早速裁判を起こしましょう、訴状を起案しましょうと。で

は、修習生の何々君、訴状を起案してください。いい題材だね、やってごらんと、こういうことになるわけですね。

ところが、これは生の事件ですから、おたおたしているわけにはいかないのですよ。これはちょっと時効がきついね。動産売買代金だ。何々君、時効は何年。えっと2年、とかね。あと何日。あっ、先生、大変だ。あと1週間だ。そうだね、では君は2日で訴状を書いてよとか、こういうことになるわけです。

そうすると、そこから慌てて訴状とは何ぞやとか、要件事実の本なんかを読んでいたのでは間に合わないわけです。導入修習は4日しかなくてすぐに実務修習なのですね。だから、やはり司法試験に受かる前で、皆さん、大変でかわいそうかもしれないけれども、このロースクールにいる間に、今の前期修習でやっていることはある程度学んでおいてもらわなければだめだということになるだろうと思います。

同様に、次の日の実務修習で、今度は法廷に出ました。そして、次回証人尋問が決まりました。では、尋問事項書を書いてもらいましょう。次回期日は1カ月後だと、例えばこうなります。では、尋問事項書は1カ月掛けていいのかというと、そうではないわけです。では、依頼者と尋問の打ち合わせをしましょうね。10日後に来てくれる。分かりました。10日後に依頼者が来る。それまでの間に尋問事項書を先生は作らなければいけない。この打ち合わせの3日前に完成させて依頼者に見せるとしたら、先生に与えられた時間は7日間ですね。10日 - 3日だから7日間ですね。でも、7日間を修習生が使うわけにはいかないですね。だから、ふとえば修習生は3日で作れとかとなるわけです。尋問事項書をきみが3日で作って、先生が4日で修正して、そして依頼者に送った上、10日後には依頼者と打ち合わせとか、例えばこんなことになるかもしれない。いずれにしても、そんなにゆっくり証人尋問って何だとか勉強している暇はないわけですね。

同様に、次の日、仮処分の新件が入りました。明日の朝、一番に申し立てなければいけない。いい機会だから起案してごらんとと言われて、明日の朝、申立てですから今晚中だ。さあ、保全って何だろう、何を書くのかな、知らないぞ、などとあわてて保全の教材を読んでいる暇はないわけです。そして、さらに次の日、事件で、最終準備書面を1カ月後に出すことになりました。これも同様に、これは少し余裕があるなあ、2週間あげよう。2週間もあると長いと思いますね。でも2週間準備書面を起案してみなさいといわれても、初心者は大変です。こんなことを日々やっている間に、あっという間に弁護実務修習2カ月が終わるわけです。

だから、すごく忙しい。やはりあらかじめ、その基礎をどうしても学んでおいてもらわなければいけないということになってしまうわけですね。前期修習がなくなるということは、そういうことです。

こうやって弁護実務修習は2カ月、これは民事弁護も刑事弁護も合わせて2カ月です。裁判実務修習は4カ月、民事と刑事と家事を合わせて4カ月だと思います。それから、検察実務修習が2カ月、これは捜査と公判を合わせて2カ月。以上で合計8カ月が終わります。終わるとこれでもう実務修習はお終い。その後は、選択型の実務修習と呼ばれるもの、これは自分で講座をチョイスする

ものですね。これが2カ月と、さらに今の後期修習に相当する集合修習というものが2カ月、これがある1年間が終わるわけです。新修習の期間は1年間ですからね。これで2回試験を迎えるということになるわけですね。

このように、ここまでの修習を終えると、これで一人前ですから、バッジがもらえてしまうわけです。大きい事務所のイソ弁として入れればしばらく教育してもらえるかもしれませんが、一応これで一人前ですので、一応というのは申し訳ないですが、いきなり独立をするという人もあるわけですね。地方の中には、イソ弁さんを探る、勤務弁護士を探るということがあまりないという地方もたくさんあります。そこに行って、いきなり一人で独立して依頼者の生の事件を扱うということもあり得るわけです。だから、司法制度改革で制度が変わって、それは確かに皆さんにとっては大変なのだけれども、ここまで来て2回試験が終わってしまえば、もう立派な弁護士として生身の人間の事件を扱わなければいけないということになるので、修習があれあれという間に過ぎてしまって、まだ十分な実力の涵養ができませんでしたというわけにもいかないのですね。だから、プレッシャーを掛けて悪いのですが、結構大変な責任を背負っているということになるわけです。

さて、そこで、「ロースクールの皆さんに望むこと」というところに入っていこうと思います。

今のお話を聞いていただいたことで分かるように、法律の基礎、あるいは、法理論の基礎的な理解をしておいてもらおうと。これは当たり前です。これがなければ、そもそも修習に来たって全く何が何だか分からないわけで、基礎的な法律の理解はしてきてくださいよと。これは、今までの司法試験も同様だろうと思います。

さらに、ほぼいきなり実務修習に入ることになるわけですね。導入修習はしばらくの間はありますけれども、これも実質的にはさっき言ったように、多くを負担できるものではないと思われますし、さらに何年か経つと導入修習もなくなっていくだろうと思います。

そうすると、いきなり実務修習に入っても、何とか付いてこれるだけの実務的な基礎理解はしてきて欲しいと思います。これは、例えば訴訟制度や訴訟の手の流れというものを理解してもらおうと。さっき、前期でいろいろやってきました。そのある程度のものはやはり理解してこなければいけないだろうと思います。また、要件事実の基礎的な理解というものも必要になるだろうと思います。それから、訴訟構造、すなわち、訴訟物とか請求原因とか抗弁とか再抗弁とか、そういったものによって成り立っている訴訟構造というものを理解することも必要だろうと思います。保全や執行についての基礎的な理解をすることも必要でしょう。こういうものを培ってくる必要があると思います。

ただ、例えば「要件事実の基礎的な理解」とそこに書きましたけれども、要件事実の精緻な議論まで全部やってこいという必要は私はないだろうと思っています。それが司法試験でどれぐらいい

で出るかというのはまだそれほどはっきりは分かりませんので、どこまで求められるかにもよるのかもしれないけれども、研修所の教官という立場から見ると、基礎的なことは分かっている欲しい。なぜ要件事実が必要なのか、要件事実がどういう位置付けにあるのか。そして、要件事実の分配はどのような考え方で成り立っているのか、代表的な要件事実の振り分けというのはどう考えられているか、判例はどのように考えているかというようなことを理解して、訴訟の構造、訴訟物があり請求原因があり、請求原因の要件事実は何と何と何があり、どの要件事実に向けて抗弁が成り立っていくか、その抗弁の要件事実は何と何と何であるかと。そして、さらにその要件事実を裏付けるような間接事実たちがいっぱいいて、それは何なのだろうみたいなことがある程度事例から理解できるぐらいのことは分かっている欲しいと思います。

しかし、いろいろな本を全部、その要件事実を暗記してしまうとか、それはかえってよろしくないだろうと思います。今の話を聞いていれば分かるように、暗記的な勉強というのはやはり法律家の基礎を作らないのではないかと思います。もちろん、最低限の暗記はいるのですよ。法律家も知識がなければだめですから、最低限の暗記はもちろん否定するわけではないのですが、何でもかんでも暗記して、それを引き出せるようにして、それで司法試験を突破しようというのは、きっとそれは間違いだろうと私は思います。

研修所でも、類型別とかいい本がいっぱい出ていて、非常に精緻な要件事実が書いてあります。あれは労作で、しかも、なかなか高度な本なのですけれども、例えばそれを全部暗記して、そうした人が受かるという試験ではいけないだろうと私は思います。民事裁判の教官と話していても、同じようなことを皆さん言われますが、要件事実というのは一つの正解があって、それ以外は不正解というものでは必ずしもないと思うのです。分かりやすく言えば、要件事実の振り分けというのは、民法の解釈論なのだろうと思うのですね。民法に定まっている実体的な要件を立証上分配した場合に、どちらが立証すべきと考えるのかということなのですね。だから、それについてはどこにもその正解は、条文上書いてない。条文上分かるものもありますけれども。このように振り分けろという法律はないわけで、それは私たちと同じような法律家たちが実務を運用しながら培ってきた理論なのです。だから、それはきみらも法律家になったら、自分でこの要件事実が判例はこっちだと言っているけどそれはおかしい、こっちに振り分けるべきだと言ったらそれはそれで一つの意見になるので、それがなぜそのように考えられるのかという理論が、ちゃんと理論武装をして人と議論ができれば立派な法律家なわけですね。だから、要件事実の不正解というのはある意味ではないのかもしれないので、従って、それを1から10まで、本の1行目から100行目までを全部覚えて、暗記して受かるというのでは私は間違いではないかと思っています。その基礎になることを理解して来ればいいのかあという気はしています。

次に、「ロースクールの皆さんに望むこと」のさらに次にいきたいと思いますが、散々話しましたように、法律を駆使して、法的な構成を自分で構築していける力。その基礎で結構だと思いますが、基礎を養って欲しい。また、事案に適した法律を当てはめて使える、法律を使える力を養うように努力をして欲しい。もちろん、これも、司法修習の期間も踏まえて、さらには実務に入ってから

らの日々の研鑽も踏まえて身に付けていくものだということは分かっています。分かっていますから、その全部を今のうちに、プロになれとは言わないけれども、そのための基礎を培うような努力をして欲しいと思います。それは、法律を生きたものとして使っていく力と言い換えてもよろしいと思います。

そして、また、さっきも述べたように、日本語力を付けてもらいたい。きちんとした論述を展開できる力、散文的ではなくて、説得力を持った文章を書けるように日々研鑽をして欲しい。それは必ずや将来、皆さんの役に立つと思います。

従って、論文の書き方を暗記するような学習では意味がないだろうと思います。もしかしたら、それを突き詰めると合格できてしまうのかもしれませんが、それだけでは将来、使える法律家には成長できない。その後でこの力を付けていかなければ、やはり実務家としては成り立っていかないだろうと思いますので、論文の書き方を暗記するような学習では意味がないと。そればかりやっていると、たぶんさっきお話ししたような生の事件を扱う実務修習には付いてこれないだろうと思いますし、実務修習もどんどん期間が短くなっていますから、短い修習期間では実務家として働けるだけの力を付けることができない恐れがあるだろうと思います。

後期も2カ月しかありません。そこでフォローしたとしても、さあバッジを付けて実務家がやってきたとしても、私の依頼者をその若い実務家に任せるにはとてもとても恐ろしくてまだまだだということになりかねないわけですね。もちろん、今でも、1年目の弁護士さんたちにどれくらい任せられるか、というと、それは私たちも若い人に仕事を頼むときは、よく見ながら、フォローしながら実際の事件ではやりますけれども、しかし、さっき言ったようにひとりぼっちで独立している人もいますからね。その人たちは自分で事件を動かさなければいけないので、やはり短い修習の間に力を付けるためには、その前の今の段階で法律家としての基礎的な素養をどう培うかということ而努力しておいていただく必要があるだろうと思います。

ただ、スライドにも書きましたように、もう、1年の修習が明けたら、いきなり弁護士でバッジを付ければ、さあ責任は重いぞと言いましたけれども、でも、それというのはすごくやりがいのあることなのですね。短い修習期間を経て、そして、実務家になってみんなのために働けるということを是非楽しみに頑張っていたいただきたいなと思います。

もう少しブレイクダウンをしましょう。

理想的なことばかり言ってもいけないと思いますが、例えばこんなことをするのもきっとその参考になるだろうということで、いくつか挙げてみました。

まず、是非、判例をじっくり読み込んでみられることをお勧めします。判決文というのは、ものすごく精密に考えて書いているのですよ。裁判官たちは、非常に苦勞をしてあの判決文の文章を書いているわけです。論理構成にしても、主語と述語の使い方にしても、「て、に、を、は」にしても、すべてを非常に緻密に考えた上で書いている。それが判例雑誌なんかに掲載しているわけです。

それをよくよく読んで、深く読み込んで文章に慣れていくとよろしいと思います。それを日々やっている間に何年か過ぎれば、だんだん、だんだんそれが身に付いてくると思いますよ。

裁判官の書く文章のアプローチと弁護士、当事者の書く文章のアプローチというのは違うのです。違うのですが、それは最初の段階からは無理でしょう。それはやがて実務家になってから、あるいは、修習になってから分かっていけばいいと思います。今の段階では、みんなの手元には判決文といういい題材があるので、とりあえず弁護士を目指す人も裁判官を目指す人も検察を目指す人も、判決文をじっくり読み込んで分析してみると。そして、それを元にしてみんなでディスカッションをしたりする。そんな勉強を日々続けていければ、いろいろな力が付いてくると思います。

次に、是非みんなで議論をするとういと思います。これは読んでいるだけではなくて、口に出すというのはすごく大事なことなのですね。今も法科大学院のソクラテス・メソッドで、いろいろな議論をしながら教育が展開されています。それはまさに正しい方向なのだろうと思います。私たちが勉強した頃には法科大学院というものはなかったですから、いろいろな人と議論をしました。友達をつかまえたり先輩をつかまえたりして、そういう人といろいろな議論をしながら勉強してきたわけですよ。目で追って頭で考えているだけのことと口に出すことは違うので、分かっているつもりでも口に出してみるとしゃべれないということはたぶん皆さんも経験しているだろうと思います。そういう努力をしてみるといいだろうと思います。

それから、覚えるのではなくて、ぜひ、なぜだろう、どうしてだろうというように考えるとよろしいだろうと思います。それは、頭を活性化させて、法律を体に染み込ませなさいというようなことを言いましたけれども、その一助になるだろうと思います。

また、ぜひ図にしたり絵にしたり表にしたりするという、そういう努力をなさるとよろしかろうと思います。これも視覚的に覚える。視覚的に覚えたものをまた手で書いてみるということにも意味があると思いますが、非常に役に立つのではないかと思います。

そして、このスライドのラストに書きましたが、必ず条文に戻ること、これは法律家の基本です。何かを議論するとき、何かが問題になったとき、必ず六法の条文を見ようになりたい。条文を忘れて、上滑りの議論をしていてもあまり勉強にならない。我々はもう何十年も法律家をやってますけれども、それでもやはり条文に戻ります。必ず条文に戻ります。そうすると、条文にはいろいろなヒントがいっぱい隠されている。条文を分かっているつもりでも、目の前に置いて読んでみて議論をすると、そうかそうか、この条文の書き方からするとこの点がやはり問題なのだと、いろいろなことを思い立ったりするわけですね。

さらに六法のいいところは、条文の後ろに参考条文というのが書いてあるでしょう。あれもものすごく大きなヒントになるわけです。その参考条文がまた勉強のきっかけにもなるわけです。一つの条文を見ることによって参考条文にぶち当たる。そこに書いてある参考条文をまた引っ張ってみ

る。そうやってどんどん、どんどんあなたの法律体系は横に広がって行って、また縦にも深まっていくものだろうと思います。

必ず条文に戻って、六法が真っ赤になるような努力をされるとよろしいだろうと思います。

さて、最後に、「皆さんに贈る言葉」というスライドを用意いたしました。今日も何人かの法律家の実務家の方が来ておられます。皆さん、共通の思いだと思いますが、法律家の仕事というのは難しくプレッシャーもいっぱいあるけれども、本当にやりがいのある仕事だと思います。私はちょうど弁護士をやって20年なのですけれども、いろいろな仕事の中でやはり依頼者と一緒に喜怒哀楽、いろいろあって、やりがいを感じながらやってきました。

例えば、私は倒産法関係、さっきご紹介があったようにいろいろな事件を扱うのですけれども、初めて会社更生の申立代理人として事件を扱ったことがあるわけですね。そのときまでは、今はなくなりましたが和議法というのがあって、和議の申立てはしたことがあったのですが、会社更生というのはやったことがなかったわけです。そして、依頼者がやってきて、病人に例えれば重体の状況になった会社があって、何とかこれを助けたいと。負債総額は200億ぐらいでしたかね。従業員さんが200人ぐらいいましたか。従業員200人ということは、家族も含めると800人から1,000人の関係者がいるわけです。この会社の会社更生の申立てを裁判所が受けてくれれば、何とか立ち直っていく目処があると。でも、会社更生というのは、会社を生かしながら会社の病気を治していくというそういう仕事ですから、会社を生かすということは、日々会社はお金を使うわけですね。ご飯を食べれば食料費が出ていくのと同じで、物を生産すれば原材料も掛かるわけでしょう、燃料も使うでしょう、電気も使いますね。そうやって会社を生かすということは、生き残る可能性の低い会社なのに会社を生かしながら飛ばして行って、最後にやはりだめだった、破産だということになると、途中でお金を使った分だけ無駄になるわけですね。それは債権者の取り分を減らしてしまうから、世の中のためによくないわけです。

そういう治る見込みのない会社で、無駄ないわば出血、血を流し続けるということは法律家としてはやってはいけないことだから、裁判所も会社更生の申立てを受けるか受けないかはすごく厳しい審理をするわけです。

でも、私はその会社の社長さんから頼まれて、何とか200人の従業員を救いたい、建て直したいと。社長さんは、私はもう身を退くから、この会社を裁判所に渡して、再建の手続の申立てをしてくださいと言うのです。こう言われているいろいろな申立書を書いて、いろいろな資料を作って、裁判所に出したわけです。今後の資金繰り表とか今後の製造計画とか今の在庫がどれぐらいあるとか、債権者の動向がどうか労働組合の意見はこうとか、いろいろなことを書いて裁判所に持っていったけれども、裁判所はなかなか顔を縦に振ってくれないと。だけど、私としては何とか助けてやりたいということで、裁判所にこうだ、こうだと一生懸命いろいろなことを主張する。でも、裁判所は、これはだめなのではないか、破産した方がいいのではないかと、こういうことで相当せめぎ合いがあったわけですね。

でも、結局、裁判官が合議をしに部屋から消えて行って、やがて帰ってきて、「裁判所で合議をしました。そして、この事件は会社更生の申立てを受けることにいたします。」とってくれたわけですね。そのときに、それはうれしかった、非常にうれしかった。

私は実は、これは、会社更生の仕事は初めてだったわけです。だから、やったことのない仕事で、事務所の中でもだれも教えてくれる人がいないのです。それを一生懸命いろいろな本を調べながら、あるいは、他の弁護士の意見も聞きながら、七転八倒しながら申立てをしたわけです。途中、途中では、裁判官からも随分いろいろなことを教えられました。先生、この資金繰表は、この点についてはこのように考えるべきではないかと、これは違わないかとか、このようにやったらどうかとか、裁判官からの問い掛けも一つの参考になるわけですよ。

でも、ものすごくプレッシャーなのです、やったことのない仕事をやるというのは。しかも、200人の人の運命が背中に掛かっているわけでしょう、偉そうに言うと。そんなプレッシャーを自分に掛けたことないですよ。だから、最後の方では、耳が、片耳が耳鳴りしてしまって、お医者さんへ行ったら突発性難聴だと言われましたけれども、体がおかしくなりました。忙しくて寝られないのですね。毎晩毎晩徹夜状態で、何日も続きますから、ホテルを取っておいて、朝6時によくホテルに入れて。でも、裁判官も宿直室で泊まり込みで待っていてくれて、朝7時には裁判官に電話をして打ち合わせをしなければいけないわけです。徹夜して、朝6時にホテルに入ってシャワーを浴びて、寝ないで6時半チェックアウト。30分だけ。それで事務所に帰って、東京地裁の宿直室にいる裁判官に電話をして、あれはどうでしょうか、今日はどのような感じですかという、こういう打ち合わせをする。ですから、もう肉体的にも精神的にもフラフラでその仕事をしたわけです。

でも、最後の最後にさっき言ったように、裁判官がうんと議論をした結果、とにかくこの事件は受けることにしますということになったでしょう。それから、その裁判官室を出て、裁判所の廊下でその社長さんと手を握り合って喜んだことというのは、いまだに忘れられない思い出なのです。

会社更生の申立てというのは、受理されると、社長さんはもう退陣しなければいけないのです。下手すると、自分は倒産の責任を問われて、損害賠償の請求を食らうかもしれない。でも、その社長さんは、従業員たちのために、その家族のためにこれを何とかしたいから、先生、自分はもういいから何とか会社更生へ持って行ってくれというわけですね。

そして、会社更生をやって自分の退陣が決まったときに、彼は私の手を握って、先生、ありがとうございましたと言って涙を流しているわけです。そういう仕事を私たちはやっています。

今は倒産のケースを例にしてお話ししましたが、刑事事件だっていろいろな喜怒哀楽がある。普段のいろいろな契約を書いたり、民事訴訟だっていろいろな展開があって、その中で依頼者と一緒になって私たちは仕事をして、依頼者と喜び、依頼者と泣き、依頼者と怒ると。かっこよく言えば、そういう仕事をしているわけです。

その仕事に就くチャンスが皆さんの前に今、広がっているということなのです。司法改革で、昔よりもずっと司法試験は門戸が広がっている。それによってももちろん競争も広がっていきますけれども、これだけの楽しい、やりがいのある仕事をやるチャンスが前にも増して広がっていると。

そして、こういうロースクールという場を与えられて、皆さんが得たのでしょけれども、この場でみんなで一緒にやりながら法律家を目指すことができるというのは、ある意味では非常に幸せなことではないかと思います。

是非皆さん、これからも努力をされて、是非司法試験を突破して、私たちの、このいい仕事を展開する世界に1日も早く来ていただければと思います。

では、こんなところで、拙かったです私のお話を終わりにいたします。どうもご静聴ありがとうございました。

池野：

それでは、ちょっと予定より長引いてしまいましたけれども、10分ぐらい休憩をして、その間に質問があれば出していただいて、その後、少しその質問表を前提に先生とお話をしたいと思っています。質問表は受付の方に出していただきたいと思います。

あと、休憩時間に向かいの部屋でお茶のサービスがあります。今日は湿度が高くて、非常に蒸し暑い。ちょっとのどを潤す休憩ということです。

では、これで休憩にします。